

令和元年度

高 知 県 の 監 査

～令和元年度監査結果等のまとめ～

令和2年3月

高 知 県 監 査 委 員

## 目 次

1	定期監査	1
2	財政的援助団体等の監査	5
3	行政監査	6
4	住民監査請求に基づく監査	7
5	決算審査	7
	(1) 歳入歳出決算審査	7
	(2) 公営企業会計決算審査	8
6	基金運用状況審査	10
7	健全化判断比率及び資金不足比率審査	11
8	現金出納検査	12
9	参考	13
	(1) 令和元年度監査委員	13
	(2) 過去3年間の状況	13

# 1 定期監査

## (1) 対象機関

本庁110機関、出先機関124機関、合計234機関に対して、財務に関する事務の執行が適切か、効果的に行われているかなどの視点から監査を実施した。

委員監査 197機関

書面監査 37機関

## (2) 委員監査の実施期間

出先機関 令和元年7月23日～令和2年2月26日

本庁 令和元年7月25日～8月30日

## (3) 監査の結果

監査を実施した234機関のうち、本庁74機関、出先機関53機関の計127機関で改善を求める事項等が認められた。その他の107機関では、改善を求める事項等に該当する事項がなく、おおむね適正に事務が行われているものと認められた。

改善を求める事項等の件数は、前年度の230件から241件に増加している。内訳としては、強く改善を求める事項が41件から36件に減少する一方で、改善を求める事項は188件から204件に増加している。また、検討事項は1件で、増減はなかった。

### ア 事務区分別（表1、表3）

改善を求める事項等の事務区分別の件数は、契約事務が70件（29.0%）と最も多く、次いで支出事務が66件（27.4%）、服務管理事務が32件（13.3%）、財産・物品管理事務が21件（8.7%）となっている。

#### (ア) 本庁

強く改善を求める事項は21件で、主な内容は、「契約書等の不備（仕様書の添付漏れ）」、「支出負担行為の遅延」などである。

また、改善を求める事項は131件で、主な内容は、「支払の遅延」や「補助金の交付決定の遅延」など支出事務が35件と最も多く、「契約書等の不備（契約日の記載誤り）」や「契約書で契約後に提出する旨を定めた書類の受領漏れ」など契約事務が次いで31件となっている。また、検討事項が1件あった。

#### (イ) 出先機関

強く改善を求める事項は15件で、主な内容は、「収入調定の遅延」、「支払の遅延」、「契約書等の不備（仕様書の添付漏れ）」などである。

改善を求める事項は73件で、主な内容は、「契約書等の不備（遅延利息率の記載誤り等）」や「契約書で契約後に提出する旨を定めた書類の受領漏れ」など契約事務が24件と最も多く、次いで「支払の遅延」や「証拠書類の亡失」など支出事務が16件、「出勤簿への記載漏れ」などの服務管理事務が14件となっている。

#### イ 部局別件数（表2）

部局別の件数では、土木部が49件と最も多く、次いで教育委員会が42件、総務部が26件、健康政策部が18件となっている。

本年度の監査においては、監査対象機関数が減少したにもかかわらず、不適切な事務処理が認められた機関数及び当該事務処理件数は増加しており、好ましくない状態での高止まり傾向にあると言える。

また、一部の所属については、管理職が誤りを把握した後も繰り返して誤りを犯しており、組織マネジメントに問題があると言わざるを得ない。

本年4月からは内部統制制度が導入され、各所属で自律的にチェックを行う必要があることを踏まえ、職員、特に管理職においては、県民からの負託と責任を再認識のうえ、事態の改善と併せ、精緻な内部統制制度の構築に努めるよう求めた。

#### （4） 着眼事項

本年度の着眼事項として、近年、県において多く採用されている外部人材について、その活用状況等を確認した。

平成30年度に外部人材を活用した119機関268事業のうち、事業費予算100万円以上、人件費単価が日額換算3万円以上の34機関56事業について、事業目的に最適な人材が採用されているか、貢献度に対する評価は妥当か、人件費は妥当か、という3つの視点で追加調査を行った。

その結果、採用において選定範囲が限られることや貢献度について単純に評価を論ずることができない事業があること、また、特定の相手方に限定されるため、人件費については相手方の見積りによらざるを得ない場合があることから、全般に現状の対応が一定やむを得ない状況であると認められた。

一方で、公金により事業を執行する立場としては、外部人材の選定や単価の決定は公正かつ妥当なものでなければならず、事業の費用対効果の検証を行い、PDCAサイクルを機能させて改善していくことも重要である。

各種の事業については、漫然と前年度を踏襲するのではなく、検証結果を反映し、事業のスクラップも視野に入れ、新たな事業へのチャレンジを期待する。

表1 事務区分別改善を求める事項等

	事務区分	強く改善を求める事項)	改善を求める事項	小計	検討事項	計	構成比
本庁	収入事務		13	13		13	8.5%
	支出事務	11	35	46	1	47	30.7%
	契約事務	10	31	41		41	26.8%
	財産・物品管理		13	13		13	8.5%
	服務管理		17	17		17	11.1%
	給与・旅費支給事務		10	10		10	6.5%
	庶務関係事務		12	12		12	7.8%
	その他の事務						0.0%
	令和元年度計	21	131	152	1	153	100.0%
	平成30年度計	24	120	144	1	145	
出先機関	収入事務	4	1	5		5	5.7%
	支出事務	4	16	20		20	22.7%
	契約事務	5	24	29		29	33.0%
	財産・物品管理	1	7	8		8	9.1%
	服務管理	1	14	15		15	17.0%
	給与・旅費支給事務		8	8		8	9.1%
	庶務関係事務		2	2		2	2.3%
	その他の事務		1	1		1	1.1%
	令和元年度計	15	73	88		88	100.0%
	平成30年度計	17	68	85		85	
全体	収入事務	4	14	18		18	7.5%
	支出事務	15	51	66	1	67	27.8%
	契約事務	15	55	70		70	29.0%
	財産・物品管理	1	20	21		21	8.7%
	服務管理	1	31	32		32	13.3%
	給与・旅費支給事務		18	18		18	7.5%
	庶務関係事務		14	14		14	5.8%
	その他の事務		1	1		1	0.4%
	令和元年度計	36	204	240	1	241	100.0%
	平成30年度計	41	188	229	1	230	

表2 部局別改善を求める事項等

	部局別	機関数	強く改善を求める事項	改善を求める事項	検討事項	計
知事部局	総務部	20	7	19	1	27
	危機管理部	4	1	7		8
	健康政策部	14		18		18
	地域福祉部	12		12		12
	文化・生活スポーツ部	9		7		7
	産業振興推進部	7		7		7
	中山間振興・交通部	3		5		5
	商工労働部	11	2	12		14
	観光振興部	4	1	4		5
	農業振興部	22	4	13		17
	林業振興・環境部	16	1	8		9
	水産振興部	6		7		7
	土木部	19	12	37		49
	会計管理局	2		1		1
小計	149	28	157	1	186	
教育委員会	64	5	37		42	
公営企業局	4		4		4	
警察本部	13	3	5		8	
その他の機関	4		1		1	
令和元年度計	234	36	204	1	241	
平成30年度計	238	41	188	1	230	

表3 改善を求める事項等の概要

区分	事務区分	件数	主な内容	
強く改善を求める事項	本庁	支出事務	11	支出負担行為の遅延、支払の遅延、交付決定の遅延
		契約事務	10	予定価格調書の未封入、契約書等の不備(仕様書の添付漏れ)、契約変更手続の遅延
	出先機関	収入事務	4	収入調定の遅延
		支出事務	4	支払の遅延、立替払
		契約事務	5	契約書の不備(仕様書の添付漏れ)、予定価格調書の未封入
		財産・物品管理事務	1	収入印紙の亡失
サービス管理事務	1	時間外勤務・休日勤務命令簿への押印漏れ		
改善を求める事項	本庁	収入事務	13	収入調定の遅延、納期限の誤り、現金出納簿の記載誤り
		支出事務	35	支出負担行為の遅延、交付決定の遅延、実績報告書の提出遅延、変更承認申請書の提出漏れ
		契約事務	31	契約書等の不備(契約日記載誤り)、契約書で契約後に提出する旨を定めた書類の受領漏れ
		財産・物品管理事務	13	郵便切手類等出納簿の記帳漏れ及び誤り、USBメモリの不適正な管理
		サービス管理事務	17	旅費不支給の旅費命令簿作成漏れ、出勤簿の記載漏れ
		給与・旅費支給事務	10	食糧費等と旅費との調整漏れ、通勤手当の支給誤り
		庶務関係事務	12	自家用車登録簿の更新漏れ、不適切な公印管理
	出先機関	収入事務	1	納入通知の遅延
		支出事務	16	支出負担行為の遅延、支払の遅延、検認漏れ、証拠書類の亡失
		契約事務	24	契約書等の不備(遅延利息率の誤り、必要な規定なし)、契約書で契約後に提出する旨を定めた書類の受領漏れ、
		財産・物品管理事務	7	郵便切手類等出納簿の記帳漏れ、USBメモリ管理台帳等への記載漏れ
		サービス管理事務	14	休暇日数計算の誤り、出勤簿の記載漏れ
		給与・旅費支給事務	8	手当(通勤手当等)の支給誤り、食糧費と旅費との調整漏れ
		庶務関係事務	2	公印等の確認漏れ
		その他の事務	1	誤りのある施設使用許可申請書の受理

## 2 財政的援助団体等の監査

### (1) 監査の対象団体及び実施期間

令和元年11月8日から令和2年1月21日までの間に、表4のとおり、出資団体11団体、指定管理者5団体（6施設）及び補助金等交付団体8団体の計16団体（再掲8団体を除く。）に対して監査を実施した。

### (2) 監査の結果

16団体の出納その他の事務の執行について、指摘する事項は特に認められなかった。

表4 監査の実施団体

区分	団体名
出資団体	公益財団法人土佐山内記念財団
	高知県公立大学法人
	公益財団法人高知県人権啓発センター
	公益財団法人高知県スポーツ協会
	一般財団法人高知県地産外商公社
	公益財団法人高知県農業公社
	こうち安芸メガソーラー株式会社
	こうち・さかわメガソーラー株式会社
	こうち・くろしお太陽光発電株式会社
	公益財団法人高知県牧野記念財団
	高知県土地開発公社
指定管理者	社会福祉法人高知県社会福祉協議会 （対象施設：ふくし交流プラザ、障害者スポーツセンター）
	高知県職業能力開発協会 （対象施設：地域職業訓練センター）
	公益財団法人土佐山内記念財団（再掲） （対象施設：高知城歴史博物館）
	公益財団法人高知県人権啓発センター（再掲） （対象施設：人権啓発センター）
	公益財団法人高知県牧野記念財団（再掲） （対象施設：牧野植物園）
補助金等交付団体	高知商工会議所
	高知県商工会連合会
	高知県中小企業団体中央会
	公益財団法人土佐山内記念財団（再掲）
	高知県公立大学法人（再掲）
	公益財団法人高知県スポーツ協会（再掲）
	一般財団法人高知県地産外商公社（再掲）
公益財団法人高知県農業公社（再掲）	

(注) 監査の対象（対象団体等の総数）

- ・ 出資団体：県の出資率が25パーセント以上の団体（39団体）
- ・ 指定管理者：県が指定管理者として指定した団体（23団体、対象施設：37施設）
- ・ 補助金等交付団体：県が平成30年度に1件1千万円以上の交付をした団体

### 3 行政監査

令和元年度は、次のとおり監査を実施した。

#### (1) 監査のテーマ

試験研究機関における試験研究機器の利活用状況について

#### (2) 監査の実施期間

令和元年8月26日から令和2年2月26日まで

#### (3) 監査の目的

試験研究機関の試験研究機器は、研究テーマの変遷や研究の進捗などに伴い利活用頻度が低下したり、時間の経過とともに陳腐化し、管理が適正になされないまま放置されるおそれがある。このため、試験研究機器の取得、管理及び処分の状況について監査を実施することで、試験研究機器のより適正な利活用が図られることを目的とした。

#### (4) 監査の結果

取得に当たっては必要性や経済性を検討したうえで、適切な事務手続きを経て購入していた。

管理の状況は、ほとんどの機器は正常に使用できていたが、一部、使用は可能だが修繕が必要な機器や使用不可となっている機器があった。なお、法定点検が必要な機器は全て点検が実施されていた。また、防災対策を行っている機器は一部にとどまっていた。

利活用の状況は、耐用年数を超えて使用している機器が大半を占めていた。また、多くの機器において、機器導入による試験研究の成果が認められた。使用率は、購入からの経過年数とともに低くなっていく傾向がみられたが、使用簿等がなく、大まかな使用状況しか把握できない機器も多かった。

処分に当たっては、売却、廃棄等との比較検討を行っていた。

#### (5) 主な意見

取得については、今後も費用対効果を十分に検討するよう求めた。

管理については、必要があるものは速やかに修繕を、また、それ以外のもので、特に処分することに支障のないものは、速やかに不用決定の判断・対応を行うよう求めた。また、保管場所や保管方法を含めて確認し、必要に応じて防災対策を講じるよう求めた。

利活用については、使用率が低下している機器は、使用状況と維持管理に係る費用と使用見込等を比較検討したうえで、今後の使用方針を再度確認するよう求めた。また、使用状況の把握は重要な事項となるため、使用簿を作成するなど、使用状況の正確な把握に努めるよう求めた。

処分については、機器を使用しなくなった場合には、陳腐化する前に、譲渡や売却と廃棄等との比較検討を行い、有益な処分に努めるよう求めた。



## 4 住民監査請求に基づく監査

令和元年度には住民による監査請求がなかった。

## 5 決算審査

### (1) 歳入歳出決算審査

平成30年度の高知県歳入歳出決算の計数は、関係諸帳簿及び証拠書類と照合審査した結果、正確であることを確認した。

また、予算の執行、収入及び支出に関する事務、財産の管理等財務に関する事務については、おおむね適正に処理されているものと認められたが、引き続き適正な執行を求めるため、次のとおり意見を付した。

#### ア 行財政運営

- ・ 県勢浮揚の実現に向け産業振興計画や日本一の健康長寿県構想などの取組は、強化、加速化している。限られた予算・人的資源でより効率的に事業を実施し成果を上げていくために、P D C Aサイクルや事業のスクラップアンドビルドを徹底し、引き続き、県税等の自主財源の確保や県債残高の抑制に努めること。
- ・ 人員の確保については、インターンシップの実施や学校への訪問また就職説明会への参加など様々な取組を行っている。今後もその取組を継続するとともに、人員の配置については、業務のあり方を見直し、職員のワーク・ライフ・バランスの確保と県民サービスの向上が図れるよう、適正な配置に努めること。
- ・ 今後も引き続き、必要に応じて他の自治体等とも連携し、国に対し実情を踏まえた政策提言を積極的に行い、本県の目指す施策の実現に向けて、しっかりと取り組むこと。

#### イ 未収金対策

- ・ 県税では、徴収対策の効果が見られることから、引き続き、新規滞納の発生防止や未収金の回収に取り組むこと。
- ・ 県税以外の債権についても、多くの債権で前年度より収入未済額が減少しているが、一部に前年度より増加しているものが見受けられるため、延滞となったものについて、絶えず回収努力を行うとともに、真に回収困難な債権については高知県債権管理条例に則って債権放棄を行うなど、債権の適正管理に努めること。

#### ウ 遊休財産の処分等

- ・ 今後も、新たに策定された遊休財産処分計画（令和元年度から令和3年度）に基づき、遊休状態にある財産は積極的な売却を進めるとともに、地域振興や南海トラフ地震発生時の活用の視点を含め、有効活用の取組を検討すること。

#### エ 公務中の交通事故

- ・ 今後も、職員の交通安全に対する意識を一層高め、公務中の事故の発生防止に強力に取り組むこと。

#### オ 事務執行の適正化

- ・ 財務に関する不適正な事例の発生は、職員の財務会計事務に関する基本的な知識不足に加え、管理職員等による基本的なチェックや事業の執行管理が不十分であったために生じたものと認められる。財務会計事務に関する不適正な事例を共有し、類似事案の発生防止を図るよう研修内容を見直すなど、研修の質の向上を図り、会計事務や総務事務に精通した職員の育成に努めること。
- ・ 契約事務については、引き続き厳正な処理を求めるとともに、会計書類の保管、引継等を徹底すること。また、県有財産については財産管理システムへの登録漏れが見られることから、決算事務の重要性を職員に徹底するとともに、日常業務においても職員が相談しやすい職場環境づくりに努めること。

### (2) 公営企業会計決算審査

平成30年度の高知県電気事業会計、高知県工業用水道事業会計及び高知県病院事業会計の決算諸表は、地方公営企業法及び関係法令に準拠し、かつ、会計原則に基づき作成され、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しており、事業もその目的に沿って運営されているが、より一層の安定経営及び経営改善に向けて、次の点に関して意見を付した。

#### ア 電気事業会計

- ・ 水力発電事業に関して、安定的かつ健全な経営を維持するため、引き続き事業経営の効率化を図るとともに、国の電力システム改革の方向性を踏まえ、今後も有利な条件での売電料金の契約の締結等に取り組み、営業利益の確保に努めること。小水力発電等を含む再生可能エネルギーの普及促進については、これらの活動に取り組む市町村に補助を行うなど関係機関とともに連携して取り組むこと。
- ・ 風力発電事業に関して、今後も、安定した電力供給を確保するため、施設の適切な維持管理に取り組むとともに、故障や災害の際には、できる限り運転停止期間の短縮に努めること。また、固定価格での買取期間の終了により売電料金が低下することなどから、令和元年度に大豊風力発電所の事業を廃止とする事情を踏まえ、電力システム改革の動向を注視しながら、今後の事業のあり方について、検討を進めること。

#### イ 工業用水道事業会計

- ・ 鏡川工業用水道事業に関して、産業構造の変化等に伴う需要の低迷への対応や南海トラフ地震対策を含めた施設の老朽化対策について、経営戦略に沿った取組を進めること。
- ・ 香南工業用水道事業に関して、香南市工業用水道事業との統合による経営の効率化や、給水量の拡大に取り組むこと。

## ウ 病院事業会計

### (ア) 高知県立病院第6期経営健全化計画の推進

#### ○経営の健全化

- ・ 平成29年度から令和2年度までを計画期間とする第6期経営健全化計画においては、令和2年度までに経常損益を黒字（2病院計）にすることを目標としている。計画2年目である当年度の経常損益は、4億950万円の赤字となっており、計画額を1億7,622万円下回っている。

地域の中核病院として、地域の医療機関などと連携して良質な医療を持続的に提供していくとともに、引き続き、経営幹部会議などで業務改善策の検討や進捗管理を一層徹底し、経営の健全化に取り組み、病院事業全体の経常損益の黒字化を図ることに努めること。

- ・ 経営の健全化を図るには、医業収益を増加させる必要がある。このためには、年間を通じて安定した医療を提供するための医師の確保が最も重要である。

高知大学医学部との連携や医師の受入れ体制の強化などにより、医師確保の取組の成果も表れつつあるが、依然として常勤医師が不在の診療科や不足している診療科があることから、引き続き、医師の確保に精力的に取り組むとともに、医師事務作業補助者の継続確保に努めるなど医師の負担軽減にも継続して取り組むこと。

併せて、地域にとって必要な医療を安定して提供できるよう、医療スタッフの確保に引き続き取り組むとともに、各職種において専門性の向上にも努めること。

- ・ 費用の抑制については、引き続きジェネリック医薬品の継続的使用や値引き交渉などに取り組むとともに、医薬品や診療材料などの在庫数量の適正管理をより一層進めること。また、高額な医療機器のメンテナンス費用など、材料費以外の費用の抑制についても積極的に取り組むこと。

#### ○南海トラフ地震対策

- ・ 地域の災害拠点病院として、南海トラフ地震などの大規模災害を想定し、医療機器等の災害時における機能維持や重症患者の搬送体制の整備など業務継続計画の実効性を確保するとともに、地域の関係機関との合同訓練を行うなど災害時への備えに努めること。

#### ○医療事故の防止

- ・ 医療の安全確保については、医療事故などの事例収集及び分析結果に基づく再発防止策を講じている。引き続き、地域の中核的な医療機関として、医療事故の発生防止に努めるとともに、安全・安心に受診できる医療体制の整備に努めること。

## (イ) 地域の中核病院としての役割

### ○あき総合病院

- ・ 平成30年度に整形外科や産婦人科に新たに1名の常勤医師を確保するなど、医師確保の取り組みの成果が見られるが、一方で常勤医師が不足している診療科もあることから、今後も継続して医師確保に取り組むこと。
- ・ 安芸地域において良質な医療サービスを提供していくためにも、地域の医療機関や介護福祉施設などとの連携を継続するとともに、急性期医療機能の充実など、一層の医療体制の整備に取り組むこと。
- ・ また、高知大学医学部との電子カルテの共有及び共同カンファレンスの実施や地域の医療機関への診療支援についても継続して取り組むとともに、地域における今後の医療ニーズを踏まえ、病棟機能や病床数のあり方について検討を進めること。

### ○幡多けんみん病院

- ・ 常勤医師の不在診療科の解消に向けて医師確保に取り組んでいるものの、常勤医師の不在が続く診療科や不足している診療科もあることから、今後も継続して医師確保に取り組むこと。
- ・ 地域連携を推進する取組として、これまで「地域連携パス」や「しまんとネット」の利用拡大を図るとともに、入退院支援センターの機能強化など、地域完結型医療の提供を目指した取組を進めている。地域医療支援を更に充実させ、高度医療機器の有効活用を図るなど、医療の質的向上に努めながら、地域に根差した中核病院としての役割を着実に果たすよう努めること。
- ・ 地域の急性期医療を担うという重要な役割の一方で、経営の健全化も目指す必要があり、医療ニーズの変化を踏まえ、院内に設置した「幡多けんみん病院地域医療構想調整委員会」において、長期的な展望のもと、地域事情も踏まえつつ、バランスのとれた着地点を目指して検討を進めること。

## 6 基金運用状況審査

平成30年度における高知県土地開発基金、高知県自然保護基金、高知県文化基金及び高知県地域環境保全基金の運用状況について、関係諸帳簿及び証拠書類を照合審査した結果、計数は正確であり、運用についても基金設置の条例等に沿って適正に執行されていると認められた。

今後とも適正かつ効率的な運用に努め、一層の成果を上げるよう意見を付した。

## 7 健全化判断比率及び資金不足比率審査

平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、いずれも適正に算定又は作成されていると認められた。

健全化判断比率については早期健全化基準を、資金不足比率については経営健全化基準を、いずれも下回っていることが認められた。

今後も引き続き健全な財政運営に努めるよう意見を付した。

### ア 健全化判断比率

(単位：%)

比率名	平成30年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	3.75	5.0
連結実質赤字比率	—	8.75	15.0
実質公債費比率	10.5	25.0	35.0
将来負担比率	177.8	400.0	

(注) 1 実質赤字比率は、黒字であることから算定されない。

2 連結実質赤字比率は、資金剰余（黒字）であることから算定されない。

### イ 資金不足比率

(単位：%)

会計の名称	平成30年度	経営健全化基準
電気事業会計	—	20.0
工業用水道事業会計	—	20.0
病院事業会計	—	20.0
流域下水道事業特別会計	—	20.0
港湾整備事業特別会計	—	20.0
流通団地及び工業団地造成事業特別会計	—	20.0

(注) 各会計とも、資金剰余（黒字）であることから算定されない。

## 8 現金出納検査

会計管理者及び公営企業管理者が管理する現金について、検査資料及び諸帳簿を毎月末に検査し、金融機関等の預金残高証明書等と照合した結果、平成31年4月末現在、令和元年6月末現在、令和元年9月末現在における現金出納状況月締め後の振込み分及び令和元年11月末現在におけるシステム上相殺できなかった地方法人特別税の還付額を除き、一致していると認められた。

## 9 参考

### (1) 令和元年度監査委員

氏名	区分	就任年月日	備考
明神 健夫	議員（非常勤）	令和元年5月16日	高知県議会議員
黒岩 正好	議員（非常勤）	平成元年5月16日	高知県議会議員
奥村 陽子	識見を有する者 （非常勤）	平成30年4月1日	税理士
植田 茂	識見を有する者 （常勤、代表監査委員）	平成29年7月7日	元銀行役員

### (2) 過去3年間の状況

#### ア 定期監査

年度・監査 結果 事務区分	平成28年度					平成29年度					平成30年度			
	特別 指摘	指摘	注意	検討	計	特別 指摘	指摘	注意	検討	計	強く 改善	改善	検討	計
収入事務		2	23		25		3	18		21	9	14		23
支出事務		6	49		55		8	57		65	19	45	1	65
契約事務		2	69		71		11	58		69	12	80		92
財産・物品 管理事務			6		6			5		5		9		9
サービス管理 事務			5		5			13		13	1	10		11
給与・旅費 支給事務		1	21		22			9		9		18		18
庶務関係 事務			11		11			5		5		8		8
その他の 事務			4	1	5			6		6		4		4
計		11	188	1	200		22	171		193	41	188	1	230

※平成30年度における「強く改善を求める事項」及び「改善を求める事項」は、それぞれ平成29年度以前の「特別指摘事項又は指摘事項」及び「注意事項」に相当する。

イ 財政的援助団体等の監査

年度	団体の区分			計	監査結果		
	出資団体	補助金等 交付団体	指定管理者		改善事項	検討事項	意見
28	5	2	6 (再掲1)	13 (再掲1)	0	0	0
29	6	7 (再掲5)	5	18 (再掲5)	0	0	0
30	10	5 (再掲1)	5 (再掲3)	20 (再掲4)	0	0	0

(注) 補助金等交付団体、指定管理者及び計には、再掲団体を含んでいる。

ウ 行政監査

年度	監査のテーマ	監査対象機関
28	自動体外式除細動器（AED）の管理等について	定期監査の対象機関（本庁各課及び出先機関）のうち、AEDを保有している機関及び指定管理者にAEDを保有させている機関
29	平成28年度行政監査「自動体外式除細動器（AED）の管理等について」の結果の措置状況の確認について	平成28年度にAEDの管理について監査を実施した99機関のうち、日常管理及び周知について取組が十分でない事項のあった86機関及び健康政策部
30	郵便切手類の管理について	定期監査の対象である本庁111機関及び出先機関（県立学校及び警察署を含む）127機関の計238機関